

議案第14号

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求める。

平成21年11月25日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

専決第2号

専 決 処 分 書

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成21年6月11日

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の
一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成20年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第5号中「平成19年政令第325号」の次に「。以下「算定政令」という。」を加え、同条に次の1号を加える。

- (6) 平成21年度における広域連合が行う被保険者均等割額が7割減額されている被保険者（前号の規定による被保険者均等割額の減額を受けている者を除く。）に係る被保険者均等割額の減額（算定政令第10条第1項に規定する額を除く。）のための財源に充てる場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。